

新型コロナウイルス感染症の対応について

1 立川市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催状況

(令和3年8月18日以降)

回	開催日時	決定・報告・検討・確認事項
67	8月18日(水) 午後4時～	<ol style="list-style-type: none">市内の感染状況等について 新型コロナウイルス感染症患者の市内発生状況について、別紙のとおり報告がありました。(別紙1)緊急事態宣言下における対応について 緊急事態宣言の延長が決定されたことを受け、東京都が発表した「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等」(別紙2)に基づき、第65回新型コロナウイルス感染症対策本部会議で決定した以下の事項について、令和3年9月12日(日)まで期間を延長して対応することとしました。<ul style="list-style-type: none">公共施設等の利用制限及びイベント等の取り扱いについて(別紙3)市職員の勤務体制について緊急事態宣言に係る市民周知について教育委員会の対応について(別紙4)小・中学校における宿泊行事キャンセル料について 感染拡大等のやむを得ない状況により中止を決定した場合の小・中学校における宿泊行事キャンセル料については、保護者の負担を軽減するため、令和2年度と同様に市が負担することを決定しました。第7回「立川市・大町市姉妹都市中学生サミット」の実施方法等の見直しについて 「立川市・大町市姉妹都市中学生サミット」の実施について、当初日程(令和3年9月18日(土)～9月19日(日))での本市から大町市への訪問は中止とし、今後、リモートによる開催について調整することを決定しました。新型コロナウイルスワクチン接種事業について ワクチン接種事業について、最新の接種状況等に関して別紙のとおり報告がありました。(別紙5)

		<p>6. 市民体育大会の対応について 緊急事態宣言期間中に実施される市民体育大会の各種目について、感染の拡大状況に鑑み、別紙のとおり対応することとしました。(別紙6)</p> <p>7. 立川市・大町市姉妹都市30周年記念事業への対応について 令和3年度に実施を予定している立川市・大町市姉妹都市30周年記念事業について、緊急事態宣言再延長に伴い、市民参加のツアーは中止することとしました。記念式典への参加については、別紙のとおり対応することとしました。(別紙7)</p>
--	--	---

令和3年8月20日

新型コロナウイルス感染症対策情報について

令和3年8月18日（水）（午後4時～）に、第67回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、下記のとおり決定等いたしました。

記

【決定等事項】

○ 市内の感染状況等について

新型コロナウイルス感染症患者の市内発生状況について、別紙のとおり報告がありました。（別紙1）

○ 緊急事態宣言下における対応について

緊急事態宣言の延長が決定されたことを受け、東京都が発表した「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等」（別紙2）に基づき、第65回新型コロナウイルス感染症対策本部会議で決定した以下の事項について、令和3年9月12日（日）まで期間を延長して対応することとしました。

- ・ 公共施設等の利用制限及びイベント等の取り扱いについて（別紙3）
- ・ 市職員の勤務体制について
- ・ 緊急事態宣言に係る市民周知について
- ・ 教育委員会の対応について（別紙4）

○ 小・中学校における宿泊行事キャンセル料について

感染拡大等のやむを得ない状況により中止を決定した場合の小・中学校における宿泊行事キャンセル料については、保護者の負担を軽減するため、令和2年度と同様に市が負担することを決定しました。

○ 第7回「立川市・大町市姉妹都市中学生サミット」の実施方法等の見直しについて

「立川市・大町市姉妹都市中学生サミット」の実施について、当初日程（令和3年9月18日（土）～9月19日（日））での本市から大町市への訪問は中止とし、今後、リモートによる開催について調整することを決定しました。

○ **新型コロナウイルスワクチン接種事業について**

ワクチン接種事業について、最新の接種状況等に関して別紙のとおり報告がありました。(別紙5)

○ **市民体育大会の対応について**

緊急事態宣言期間中に実施される市民体育大会の各種目について、感染の拡大状況に鑑み、別紙のとおり対応することとしました。(別紙6)

○ **立川市・大町市姉妹都市 30 周年記念事業への対応について**

令和3年度に実施を予定している立川市・大町市姉妹都市 30 周年記念事業について、緊急事態宣言再延長に伴い、市民参加のツアーは中止することとしました。記念式典への参加については、別紙のとおり対応することとしました。(別紙7)

立川市新型コロナウイルス感染症患者の発生状況

【令和3年8月】

東京都公表日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日
	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)
新たな患者数	36	26	17	40	58	39	36	29	37	17	32	59	41	49	37	42	16														
患者数の累計	1795	1821	1838	1878	1936	1975	2011	2040	2077	2094	2126	2185	2226	2275	2312	2354	2370														
退院等者数の累計	1561	1572	1599	1618	1629	1648	1668	1702	1739	1767	1797	1828	1851	1881	1884	1914	1978														
入院・療養中の患者数	234	249	239	260	307	327	343	338	338	327	329	357	375	394	428	440	392	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

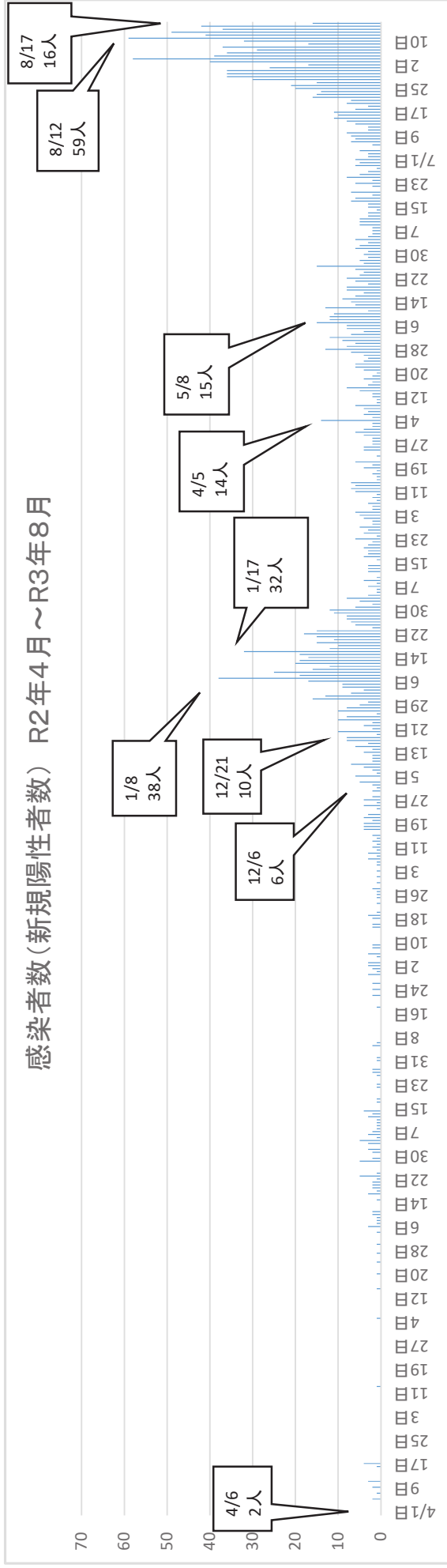
【令和3年7月】

東京都公表日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日
	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)
新たな患者数	5	6	3	3	5	0	2	7	6	7	8	3	3	6	8	11	10	11	6	3	8	7	16	15	14	20	21	15	30	37	36
患者数の累計	1432	1438	1441	1444	1449	1449	1451	1458	1464	1471	1479	1482	1485	1491	1499	1510	1520	1531	1537	1540	1548	1555	1571	1586	1600	1620	1641	1656	1686	1723	1759
退院等者数の累計	1381	1385	1389	1391	1393	1396	1406	1410	1416	1422	1422	1424	1425	1428	1432	1436	1440	1445	1446	1452	1460	1468	1471	1476	1484	1488	1497	1505	1517	1530	1548
入院・療養中の患者数	51	53	52	53	56	53	45	48	48	49	57	58	60	63	67	74	80	86	91	88	87	100	110	116	132	144	151	169	193	211	

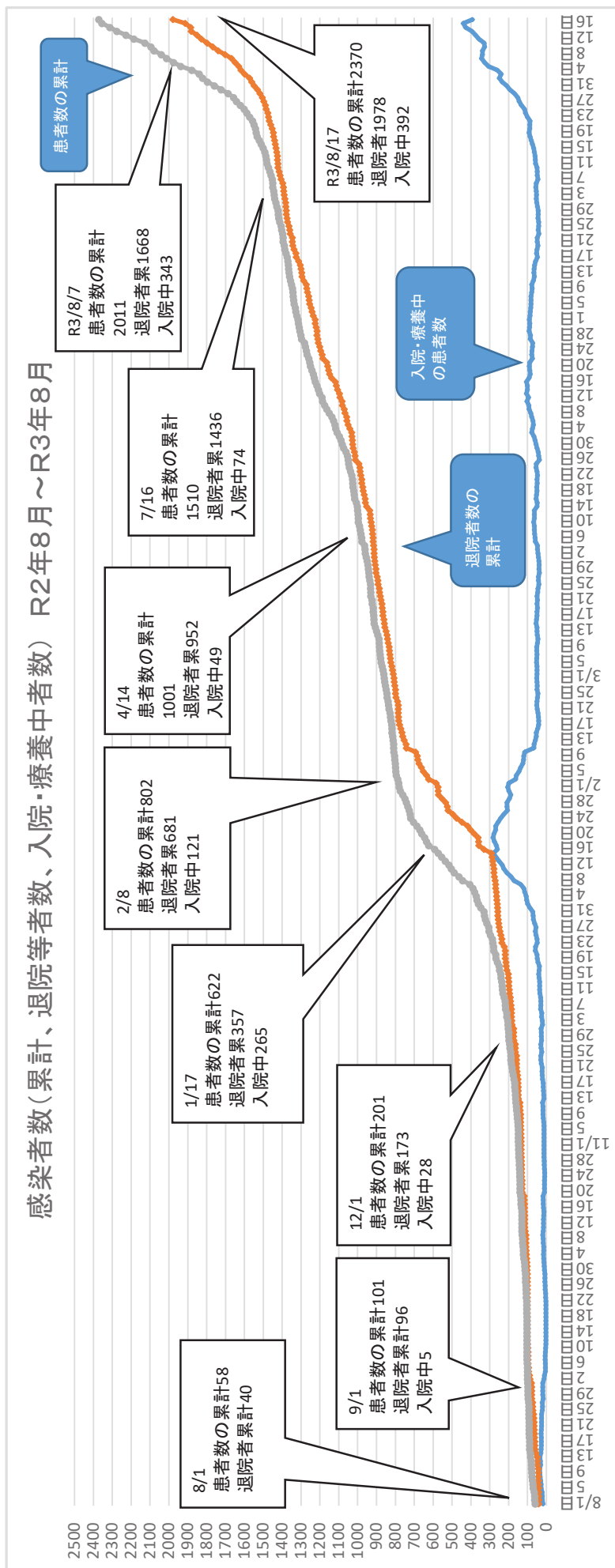
【令和3年6月】

東京都公表日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	
	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	
新たな患者数	3	6	5	3	6	3	2	2	2	5	5	5	3	3	1	3	3	3	7	6	2	7	0	2	6	2	8	5	3	1	6
患者数の累計	1315	1321	1326	1329	1335	1338	1340	1342	1344	1349	1354	1359	1362	1365	1366	1369	1372	1379	1385	1387	1394	1394	1396	1402	1404	1412	1417	1420	1421	1427	
退院等者数の累計	1225	1235	1241	1246	1254	1257	1259	1265	1269	1272	1286	1295	1296	1300	1304	1312	1325	1327	1336	1343	1346	1346	1357	1359	1364	1371	1373	1377	1378	1380	
入院・療養中の患者数	90	86	85	83	81	81	81	77	75	77	68	64	66	65	62	57	47	52	49	44	48	48	39	43	40	41	44	43	43	47	

感染者数(新規陽性者数) R2年4月~R3年8月



感染者数(累計、入院・療養中者数) R2年8月~R3年8月



新型コロナウイルス感染症拡大防止のための 東京都における緊急事態措置等

令和3年8月17日

東京都

1. 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための東京都における緊急事態措置等

(1) 区 域

都内全域

(2) 期 間

令和3年7月12日（月曜日）0時から9月12日（日曜日）24時まで

(3) 措置等の概要

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、人流の抑制を最優先に、以下の要請を実施

① 都民向け

- ・ 日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛要請 等

② 事業者向け

- ・ 施設の使用停止の要請（休業の要請）
- ・ 施設の使用制限の要請（営業時間短縮の要請）
- ・ 催物（イベント等）の開催制限 等

2. 都民向けの要請

- **日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛を要請**
(新型コロナウイルスインフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項)
医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除き、原則として外出しないこと等を要請
- **特に、以下のことについて徹底することを要請**（法第45条第1項）
 - ・ デルタ株に置き換わりが進み、急速に感染が拡大していることを踏まえ、混雑した場所等への外出を半減すること
 - ・ 20時以降の不要不急の外出を自粛すること
 - ・ 外出する必要がある場合にも、極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動すること
 - ・ 感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること
 - ・ 不要不急の帰省や旅行など都道府県間の移動や、感染が拡大している地域への不要不急の移動を極力控えること
 - ・ 路上、公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を自粛すること

3. 事業者向けの要請等

(1) 飲食店及び飲食に関連する施設への要請①

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	要請内容
酒類又はカラオケ設備を提供する遊興施設（第11号） 〔飲食店営業許可を受けていないカラオケ店及び利用者による酒類の店内持込を認めている施設を含む。〕	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー（接待や遊興を伴うもの）、パブ等のうち、食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている施設	
酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店（第14号） 〔利用者による酒類の店内持込を認めている施設を含む。〕	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店、バー（接待や遊興を伴わないもの）等 （宅配・テイクアウトサービスは除く。）	●休業を要請（法第45条第2項） 酒類及びカラオケ設備の提供、並びに利用者による酒類の店内持込を取り止める場合を除く。
酒類又はカラオケ設備を提供する集会場等（第5号） 〔利用者による酒類の店内持込を認めている施設を含む。〕	結婚式場	

3. 事業者向けの要請等

(1) 飲食店及び飲食に関連する施設への要請②

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	要請内容
<p>酒類を提供せず、かつカラオケ設備を使用しない遊興施設（第11号）</p> <p>〔飲食店営業許可を受けていないカラオケ店及び利用者による酒類の店内持込を認めている施設を除く。〕</p>	<p>キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー（接待や遊興を伴うもの）、パブ等のうち、食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 営業時間短縮を要請（5時から20時まで）（法第45条第2項） ● 特措法施行令第12条に規定される各措置の実施を要請（法第45条第2項） <ul style="list-style-type: none"> ・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・入場をする者に対するマスク着用周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止（すでに入場している者の退場を含む） ・施設の換気 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等）
<p>酒類を提供せず、かつカラオケ設備を使用しない飲食店（第14号）</p> <p>〔利用者による酒類の店内持込を認めている施設を除く。〕</p>	<p>飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店、バー（接待や遊興を伴わないもの）等（宅配・テイクアウトサービスは除く。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 営業時間短縮を要請（5時から20時まで）（法第45条第2項） ● 特措法施行令第12条に規定される各措置の実施を要請（法第45条第2項） ● 以下の事項について、協力依頼 <ul style="list-style-type: none"> ・「1.5時間以内」での開催 ・「50人又は収容定員の50%のいずれか小さいほう」での開催
<p>酒類を提供せず、かつカラオケ設備を使用しない集会場等（第5号）</p> <p>〔利用者による酒類の店内持込を認めている施設を除く。〕</p>	<p>結婚式場</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 営業時間短縮を要請（5時から20時まで）（法第45条第2項） ● 特措法施行令第12条に規定される各措置の実施を要請（法第45条第2項） ● 以下の事項について、協力依頼 <ul style="list-style-type: none"> ・「1.5時間以内」での開催 ・「50人又は収容定員の50%のいずれか小さいほう」での開催

● 全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請（法第24条第9項）

3. 事業者向けの要請等

(2) イベント関連施設等への要請

施設の種別 (施行令第11条)	内 訳	要請内容
劇場等 (第4号)	劇場、観覧場、映画館、プラネタリウム、 演芸場 等	<ul style="list-style-type: none"> ● 規模要件等に沿った施設の使用を要請 (法第24条第9項) (「3(6) イベントの開催制限」参照) ● 営業時間短縮を要請 <ul style="list-style-type: none"> ○ イベント開催の場合 営業時間短縮 (5時～21時) を要請 (法第24条第9項) ○ イベント開催以外の場合 (1,000㎡超の施設) 営業時間短縮 (5時～20時) を要請 (法第24条第9項) (1,000㎡以下の施設) 営業時間短縮 (5時～20時) の協力を依頼 ○ 映画館 (1,000㎡超の施設) 営業時間短縮 (5時～21時) を要請 (法第24条第9項) (1,000㎡以下の施設) 営業時間短縮 (5時～21時) の協力を依頼
集会場等 (第5号)	集会場、公会堂 等	<ul style="list-style-type: none"> ● 特措法施行令第12条に規定される各措置の実施を要請 (法第45条第2項) <ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員に対する検査の勧奨 ・ 入場をする者の整理等 ・ 発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・ 手指の消毒設備の設置 ・ 事業を行う場所の消毒 ・ 入場をする者に対するマスク着用周知 ・ 感染防止措置を実施しない者の入場禁止 (すでに入場している者の退場を含む) ・ 施設の換気 ・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等)
展示場 (第6号)	展示場、貸会議室、文化会館、 多目的ホール 等	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の 自粛を要請 (法第24条第9項) ● 利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請 (法第24条第9項) ● 業種別ガイドラインの遵守 (法第24条第9項)
ホテル等 (第8号)	ホテル、旅館 (集会の用に供する部分に限る。)	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の 自粛を要請 (法第24条第9項) ● 利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請 (法第24条第9項) ● 業種別ガイドラインの遵守 (法第24条第9項)

3. 事業者向けの要請等

(3) イベントを開催する場合がある施設への要請

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	要請内容
運動施設 (第9号)	<p>体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バットイング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ 等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 規模要件等に沿った施設の使用を要請 (法第24条第9項) (「3 (6) イベントの開催制限」参照) ● 営業時間の短縮 <ul style="list-style-type: none"> ○ イベント開催以外の場合 (1,000㎡超の施設) ● 営業時間短縮 (5時～20時) を要請 (法第24条第9項) (1,000㎡以下の施設) ● 営業時間短縮 (5時～20時) の協力を依頼 ○ イベント開催の場合 ● 営業時間短縮 (5時～21時) を要請 (法第24条第9項) ● 特措法施行令第12条に規定される各措置の実施を要請 (法第45条第2項) <ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員に対する検査の勧奨 ・ 入場をする者の整理等 ・ 発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・ 手指の消毒設備の設置 ・ 事業を行う場所の消毒 ・ 入場をする者に対するマスク着用周知 ・ 感染防止措置を実施しない者の入場禁止 (すでに入場している者の退場を含む) ・ 施設の換気 ・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等)
遊技場 (第9号)	<p>テーマパーク、遊園地</p>	
博物館等 (第10号)	<p>博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設での飲酒につながる酒類提供及びバカラオケ設備使用の自粛を要請 (法第24条第9項) ● 利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請 (法第24条第9項) ● 業種別ガイドラインの遵守 (法第24条第9項)

3. 事業者向けの要請等

(4) 参加者が自由に移動でき、入場整理等が推奨される施設への要請

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	要請内容
商業施設 (第7号)	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店 等	<ul style="list-style-type: none">● 営業時間の短縮 (1,000㎡超の施設) 営業時間短縮 (5時～20時) を要請 (法第24条第9項) (生活必需物資を除く。)(1,000㎡以下の施設) 営業時間短縮 (5時～20時) の協力を依頼 (生活必需物資を除く。)
遊技場 (第9号)	マーじゃん店、パチンコ屋、ゲームセンター 等	<ul style="list-style-type: none">● 特措法施行令第12条に規定される各措置の実施を要請 (法第45条第2項)<ul style="list-style-type: none">・ 従業員に対する検査の勧奨・ 入場をする者の整理等・ 発熱等の症状のある者の入場の禁止・ 手指の消毒設備の設置・ 事業を行う場所の消毒・ 入場をする者に対するマスク着用周知・ 感染防止措置を実施しない者の入場禁止 (すでに入場している者の退場を含む)・ 施設の換気・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等)
遊興施設 (第11号)	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 等	<ul style="list-style-type: none">● 百貨店の地下の食料品売り場等に対し、特措法施行令第12条に規定される各措置の実施を要請 (法第24条第9項)
商業施設 (第12号)	スーパージェット、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 等	<ul style="list-style-type: none">● 施設での飲酒につながる酒類提供及びバカラオケ設備使用の自粛を要請 (法第24条第9項)● 利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請 (法第24条第9項)● 業種別ガイドラインの遵守 (法第24条第9項)

3. 事業者向けの要請等

(5) その他の施設

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	要請内容
学校 (第1号)	幼稚園、小学校、中学校、高校 等	以下の事項について、協力を依頼 ・感染リスクの高い活動等の制限 ・遠隔授業も活用した学修者本位の効果的な授業の実施等
保育所等 (第2号)	保育所、介護老人保健施設 等	
大学等 (第3号)	大学等	
集会場等 (第5号)	葬祭場	以下の事項について、協力を依頼 ・施設での飲酒につながる酒類提供及びびカラオケ設備使用の自粛 ・利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと
博物館等 (第10号)	図書館	入場整理の実施の協力を依頼
遊興施設 (第11号)	ネットカフェ、マンガ喫茶 等	以下の事項について、協力を依頼 ・入場整理の実施 ・施設での飲酒につながる酒類提供及びびカラオケ設備使用の自粛 ・利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと
商業施設 (第12号)	銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 等	
学習塾等 (第13号)	自動車教習所、学習塾 等	オンラインの活用等の協力を依頼

●全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請 (法第24条第9項)

3. 事業者向けの要請等

(6) イベントの開催制限

- イベント主催者等に対して、規模要件等（人数上限・収容率等）に沿った開催を要請（法第24条第9項）

施設の収容定員	
10,000人以下	10,000人超
収容定員の半分まで可	5,000人まで可

- 営業時間短縮を要請（5時から21時まで）（法第24条第9項）
- 業種別ガイドラインの遵守等を要請（法第24条第9項）
- 参加者等の直行・直帰を確保するために必要な周知・呼びかけ等の徹底を要請（法第24条第9項）
- 接触確認アプリ（COCOA）の利用奨励を要請（法第24条第9項）

(7) 職場への出勤等

- 職場への出勤について、テレワークの活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指すことを要請（法第24条第9項）
- 事業の継続に必要な場合を除き、従業員の20時までの早期終業・帰宅を要請（法第24条第9項）

▲:開館時間の短縮を要請する施設(法第24条第9項) △:開館時間の短縮を協力依頼する施設

施設名称	7月12日から9月12日までの対応	備考
スポーツ施設 (泉体育館、柴崎体育館、練成館(屋内体育施設))	▲	・泉体育館、柴崎体育館は19時まで(夜間区分利用休止。イベント開催の場合は21時まで) ・練成館は20時まで ・体育室、トレーニング室、プールについて、入替制及び人数制限あり
学校施設の貸出 (体育館・校庭(スポーツ利用))	▲	・開館時間:20時まで ・校庭100人以内、体育館40人以内の利用制限あり
スポーツ施設 (野球場、庭球場など屋外体育施設)	▲	・開館時間:19時まで(夜間区分利用休止。イベント開催の場合は21時まで) ・1イベント100人以内
たましんRISURUホール (立川市市民会館)	▲	・開館時間:20時まで(イベント開催の場合は21時まで) ・収容率50%
旧若葉小学校	▲	・開館時間:20時まで ・校庭100人以内、体育館40人以内の利用制限あり
歴史民俗資料館	△	・収容率50%
古民家園	△	・収容率50%
女性総合センターアイム	△	・収容率50%
子ども未来センター (立川まんがぱーくを含む)	△	○子ども未来センター;会議室等の貸出について定員の50%に制限 ○まんがぱーく:入場上限数を制限する(120人)。開館時間を短縮し、土日は整理券を配布して入替制(2部制)、酒類の提供自粛及び持ち込み禁止(法第24条第9項)
たちかわ創造舎	△	・収容率50%
学校施設の貸出(教室)	△	・20人以内
たまがわみらいパーク	△	・収容率50%
清掃工場の付帯施設	△	・収容率50%
学習館	△	・収容率50%
学習等供用施設	△	・収容率50%
西砂りサイクルショップ	△	・店内が混雑した場合、入場を制限する場合あり
福祉会館	△	・収容率50%
立川競輪場	△	・本場を無観客開催とし、場外開催は開催中止とする。
児童館	△	・混雑した場合、入場を制限する場合あり
図書館	△	[人数]中央館 施設定員を50%以下の250人以内に制限 地区館 館の規模に応じて50%以下の定員制限 [時間]60分以内
八ヶ岳山荘	△	食堂、浴室について、入替制及び人数制限あり

・各施設、利用時間は原則20時までとします。

・イベントの取り扱いについては、別紙2「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等」3. 事業者向けの要請等(6)イベント開催の制限(都内全域)に準じることとします。

・今後の状況によっては対象施設や期間が変更となる可能性があります。その際は改めてお知らせいたします。

緊急事態宣言再延長に伴う教育委員会の対応について

1 学校教育について

(1) 基本的方針

- ・学校については、感染症対策をさらに徹底しながら学びを途切れさせないため、学校運営を継続する。
- ・感染症対策を講じてもなお感染リスクが高くなる活動は制限し、今後の実施に向け、時期や方法等を調整するとともに代替案も検討する。
- ・複数の感染者、濃厚接触者が確認され、臨時休業とする場合は、タブレット PC 等を活用して児童・生徒とつなぎ、学びを継続する。

(2) 具体的対応

① 主な学校行事

- ・ 宿泊行事 延期を前提とし、見学先等の状況を踏まえて検討する。
- ・ 校外学習 延期を前提とし、見学先等の状況を踏まえて検討する。
- ・ 授業公開 感染症対策を踏まえて検討する。
- ・ 中学校部活動 都立学校の「緊急事態宣言の期間再延長及び夏季休業明けにかかる部活動の取扱い」に準じ、感染症対策及び熱中症対策を徹底し、各学校の状況を踏まえて検討する。

② 教育活動時の配慮事項

引き続き以下の感染症対策等の取組を実施する。

- ・ 検温等の健康観察
- ・ 学校生活の中での感染予防
- ・ 欠席児童・生徒に対して、タブレット PC 等を活用した学習支援
- ・ 児童・生徒の心のケア 等

2 社会教育施設について

(1) 基本的方針

教育委員会所管の地域学習館、学習等供用施設、学校施設開放等については、市民利用施設として市長部局の関連部署の施設と同対応とする。

新型コロナウイルスワクチン接種の状況について

1 新型コロナウイルスワクチン接種状況

対象者	接種回	接種対象者数	8月10日時点		8月16日時点		8月18日時点	
			接種人数	接種率	接種人数	接種率	接種人数	接種率
65歳以上	1回目	約45,500人	38,396人	84.4%	38,587人	84.8%	—	—
	2回目		34,858人	76.6%	35,692人	78.4%	—	—
12～64歳	1回目	約121,500人	26,499人	21.8%	31,649人	26.0%	—	—
	2回目		5,344人	4.4%	9,621人	7.9%	—	—
全対象 (12歳以上)	1回目	約167,000人	64,895人	38.9%	70,263人	42.1%	76,277人	45.7%
	2回目		40,202人	24.1%	45,313人	27.1%	52,235人	31.3%
全市民	1回目	約185,000人	64,895人	35.1%	70,236人	38.0%	76,277人	41.2%
	2回目		40,202人	21.7%	45,313人	24.5%	52,235人	28.2%

※VRS（ワクチン接種記録システム）に基づいたデータで、実際の数とは2週間程度のタイムラグがあります。

2 柴崎市民体育館における大規模接種

[日時] 9月11日（土）午後2～5時、12日（日）午前9～午後4時（お昼を除く）

[対象] 立川市民、合計4,000名（予定）

[交通] 立川駅南口からシャトルバス（無料）を運行

※8月14日（土）、15日（日）に開催した同会場での接種人数：3,915人

3 女性総合センター・健康会館における集団接種

【女性総合センター】全18回

[日時] 8月23日（月）～27日（金）、30日～9月3日（金）、
9月6日（月）～10日（金）、9月13日（月）～15日（水）
いずれも18時30分～21時00分、

※9月17日以降は調整中

[対象] 立川市民、各日250名、期間中合計4,500名（予定）

【健康会館】全4回

[日時] 8月21日（土）、28日（土）、9月4日（土）、18日（土）
いずれも9時00分～16時00分

[対象] 立川市民、各日600名、期間中合計2,400名（予定）

※8月21日（土）、9月18日（土）は、12～18歳（2003～2009年度生まれ）の方に限定した接種を実施。（小児科医による相談の機会を確保）

4 ワクチン接種予約状況

(1) 接種回数予測（8・9月末時点）

	8月末時点（予測）		9月末時点（予測）	
	1回目	2回目	1回目	2回目
接種回数	99,600回	81,700回	120,600回	111,700回
接種率	53.8%	44.2%	65.2%	60.4%

※接種対象者数は、市人口185,000人とし、接種率は全市民に対する割合。

5 官民連携による立川市職域接種

(1) 実施回数（会場毎）及び実施期間

	1 回目		2 回目	
	実施回数	実施期間	実施回数	実施期間
多摩信用金庫	11 回	7/12～8/2	15 回	8/16～9/10
女性総合センター	7 回	7/14～8/12	3 回	8/18～9/11

(2) 接種者数実績（1 回目速報値）

対象	多摩信用金庫		女性総合センター	
	市内在住者	市内在勤者	市内在住者	市内在勤者
エッセンシャルワーカー	225 人	625 人	133 人	187 人
立川市職員関連	96 人	310 人	21 人	83 人
教職員	146 人	448 人	—	—
市内私立教育関連	0 人	55 人	—	—
商工会議所	116 人	514 人	259 人	1,140 人
その他	1 人	20 人	2 人	25 人
小計	584 人	1,972 人	415 人	1,435 人
	2,556 人		1,850 人	
合計	4,406 人			

(3) 使用ワクチン数（モデルナ社）

（単位：バイアル）

	納品数	使用数	残数	廃棄数
多摩信用金庫	750	250	500	18
女性総合センター	400	226	175	6

※廃棄は、解凍後、使用期限に到達したことによる。1 バイアル 10 回分。

（7/18 冷凍庫の不具合により 386 バイアル解凍。以後冷蔵保管し使用期限 30 日間が経過したため、24 バイアル（240 回分）について 8/17 に廃棄となったもの。）

緊急事態宣言の延長を踏まえた市民体育大会の対応について

今年で75回目を迎えた市民体育大会については、特定非営利活動法人立川市体育協会および加盟団体のご協力のもと、例年多くの市民等の参加を得て開催されている。昨年来のコロナ禍にあっても、運動機会確保の観点から、原則、各種目・競技の連盟・団体ごとに、当該競技の中央団体が発出しているガイドライン等に沿い、十分な感染症対策を取ることが可能と判断される場合は開催をしてきた。（令和2年度実績：29種目中14種目を開催）

このたびの緊急事態宣言の延長と長期化、および感染の拡大状況等に鑑み、今後も安心して大会にご参加いただける運動環境を保持するため、市と立川市体育協会とで協議のうえ、次のとおり対応することとしたい。

1. 緊急事態宣言期間中の対応について

○宣言期間中（9月12日（日）まで）に開催予定の競技については、感染症対策等の状況を市および立川市体育協会が種目ごとに個別に確認し、必要に応じて助言する。

○競技の特性等により、徹底したリスク管理が困難な場合は、日程の延期または中止の検討を、競技団体に要請する。

※参考：9月12日（日）までの開催予定…7種目（延期・中止の検討中を含む）

○体育施設の一般利用についても、改めて各団体に対し、感染症対策の徹底にかかる注意喚起を行う。

2. 参考：隣接8市の状況について

<市民体育大会>

- ・開催を中止：1市
- ・事業全体の一律な中止はせず、競技団体ごとの判断により一部の種目を開催：6市
- ・類似事業なし：1市

<体育施設の利用>

- ・隣接8市において、体育施設の利用休止を検討している自治体はない。

立川市・大町市姉妹都市提携30周年記念事業への対応について

長野県大町市と立川市は、昭和62年に国の「都市と農村を結ぶ交流事業」をきっかけに交流を開始。平成3年3月に姉妹都市提携を行い、本年3月で30周年を迎えた。

20周年記念事業は、平成23年7月3日に立川市において実施。今回の30周年記念事業については、本年9月12日（日）に大町市において開催される。また、北アルプス国際芸術祭2020-2021会場に立川ブースを設置し、ファーレ立川アートをはじめとする本市の魅力や価値を発信する。

1. 姉妹都市提携30周年記念式典

日 時 令和3年9月12日（日）11:00～

会 場 大町市文化会館 大ホール（長野県大町市大町1601-2）

現時点で予定されている参加者

大町市からの来賓等参加者 160名

立川市からの参加者 35名

（市長、市議会議員、随員職員、公募による立川市民25名）

※7月25日号広報にて立川市民を募集（8月16日現在の応募者32名）。

当日の流れ ①30周年記念セレモニー（11:00～12:00）

ウェルカム太鼓演奏（美麻源流太鼓）／両市の紹介動画上映

佐々成政おもてなし武将隊演武ショー（劇空間夢玄工房）

バルーンリリース（文化会館前広場）ほか

②エクスカッション（13:00～16:00）

小グループに分散して、芸術祭（アート）の準備の様子を見学

2. 北アルプス国際芸術祭2020-2021 交流事業

日程・内容 ①パフォーマンス会期：令和3年8月21日（土）～10月3日（日）

※8月28日（土）、29日（日）「たちかわ創造舎」による演劇は中止。

②アート会期：令和3年10月2日（土）～11月21日（日）

公式セントラルショップ内に設置する「立川ブース」において、立川の魅力を発信。（展示内容等の詳細は調整中）

会 場 大町市内5つのエリアで開催

3. 市民等への活動報告

令和4年3月開催予定のファーレ立川アートミュージアム・デーにおいて報告展を実施。

4. 緊急事態宣言の延長を踏まえた対応について

○市民参加のツアーは中止する。応募者には記念品（大町市の特産品等）を送付予定。

○市長、市議会議員、随員職員については、感染症対策を徹底し、式典等に出席する。

ただし、今後の感染状況のさらなる拡大等があれば、両市で別途協議する。

2 新型コロナウイルス感染症患者の発生について(令和3年8月5日～23日公表分)

単位:人

感染確定日	小学校		中学校		計
	児童	教職員	生徒	教職員	
8月3日(火)	2				2
8月5日(木)		1		1	2
8月6日(金)			1		1
8月7日(土)			1		1
8月9日(月)	3		1		4
8月11日(水)	2				2
8月12日(木)	1	1	1		3
8月13日(金)	2	1	1		4
8月14日(土)	1				1
8月17日(火)			4		4
8月18日(水)	3				3
8月19日(木)	2		1		3
8月20日(金)	2		4	1	7
8月21日(土)	1				1
8月23日(月)	1				1
合計	20	3	14	2	39